

平成24年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成24年11月6日 沖縄県庁11階第1・2会議室	
出席者氏名	幸喜 令信 宮城 千春 小那覇 涼子 真喜屋 治 野原 優子 友知 政樹	
審議対象期間	平成24年4月1日 ~ 平成24年7月31日	
再苦情処理件数	件数	0件 (備考)
入札審議件数	総件数	144件
一般競争入札		20件
総合評価		11件
指名競争入札		110件
随意契約		3件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

・次回の審議案件のサンプリングについて、付言あり。
 ・再発防止策の取り組み状況について、次回委員会での報告はなし。半年に一度を目安とする。

平成24年度第2回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会

一般競争入札		
工事名	工種	担当課・所
総合行政情報通信ネットワーク中継局鉄塔改修工事	鋼構造物工事	施設建築課
旧東京宿泊所若夏荘改修工事	建築工事	施設建築課
沖縄IT津梁パークアジアIT研修センター新築工事(建築)	建築工事	施設建築課

総合評価方式		
工事名	工種	担当課・所
那覇浄化センター反応タンク機械設備工事(1-5池)M12	機械器具設置工事	下水道建設事務所
H24新石垣空港誘導路新設工事(1工区)	ほ装工事	新石垣空港建設事務所
安謝川河川改修工事(H24-1)	土木工事	南部土木事務所

指名競争入札		
工事名	工種	担当課・所
中城公園造成工事(H24)	土木工事	中部土木事務所
H24中城湾港(西原与那原地区)維持工事	土木工事	中部土木事務所
首里城公園整備工事(H24-1)	土木工事	南部土木事務所

随意契約		
工事名	工種	担当課・所
中城湾港(馬天地区)休息緑地及び臨港道路整備工事	土木工事	南部土木事務所

平成24年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p>Q 1 「総合行政情報通信ネットワーク中継局鉄塔改修工事」について、見込み対象業者数は146社、実際の入札参加者数は2社と少なくなっていますが、これはどのようにお考えですか。</p>	<p>A 1 県の入札参加資格名簿には「鉄塔工事業」の区分がないため、類似する「鋼構造物工事業」名簿に登録されている146社を見込み対象業者数としました。 鋼構造物工事業にも幅広く業種があり、その中で鉄塔専門は非常に限られていること、また、工事場所の一部が於茂登岳山上と場所的にも厳しいこと、主にそのような理由から応札者が限定されたのではないかと考えております。</p>
<p>Q 2 「総合行政情報通信ネットワーク中継局鉄塔改修工事」と「旧東京宿泊所若夏荘改修工事」について、高い落札率となった理由等があれば、お聞かせください。</p>	<p>A 2 いづれの工事も、1回目の入札では予定価格を超過したため、再入札を行っています。 業者の皆さんは1回目よりも金額を下げて再入札をするわけですが、下げていく段階で予定価格に近づいて落札率が高くなるということが考えられます。</p>
<p>Q 3 予定価格というのは具体的にどのような方法で、どのような方が設定されているのでしょうか。</p>	<p>A 3 予定価格は、仕様書、設計書等により積算した設計金額をほぼその額として定めています。 設計金額の価格設定は2通りあり、1つは、県が設定する歩掛に基づいて単価積み上げをする方法、もう1つは、県の歩掛がない場合、数社から見積もりを提出していただき、見積もりに基づいて価格設定する方法があります。 予定価格の設定に当たっては、予算執行額に応じて主務課長、統括監、部長と権限が定められております。</p>
<p>Q 4 「総合行政情報通信ネットワーク中継局鉄塔改修工事」と「旧東京宿泊所若夏荘改修工事」について、1回目に予定価格超過で再入札となっていますが、その原因をどのように考えていますか。</p>	<p>A 4 他の案件では概ね予定価格の90%前後、最低制限価格近くで落札されておりますが、当該案件については、於茂登岳山頂での施工や工事現場が県外という特殊な工事であるため、予定価格付近で落札がされているという状況だと思えます。</p>

Q 5

「旧東京宿泊所若夏荘改修工事」について、東京都での工事を県内企業に発注すると経費等がかさむ気がするのですが、県内企業に発注するという決まりがあるのでしょうか。

Q 6

最低制限価格の算定について、予定価格の 90 %、さらに 1 % の範囲内で減ずることができるという考え方がありますが、今後もそのようなスタンスでいくのでしょうか、考え方を教えてください。

Q 7

余った予算(入札残)はどのように処理するのでしょうか。

Q 8

「中城公園造成工事(H24)」「H24中城湾港(西原与那原地区)維持工事」について、辞退や欠席が多いのですが、辞退というのは指名基準の中で不誠実な行為には入らないのでしょうか。

Q 9

重要な設計変更があった場合、当初の落札決定と変更後の業務はどのような関係になるのでしょうか。

A 5

「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県が発注する公共工事については、県内の土木・建築業者等に対して優先的に発注することとなっております。また、県内企業でも東京都に営業所がある業者もあります。

そのようなことから、「沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されている者で、県内に本店が存在すること」という要件により、一般公募をかけております。

A 6

最低制限価格は、全国的な基準である「公契連モデル」算定式による算出額を基本に、県財務規則により予定価格の 100 分の 70 から 100 分の 90 までの範囲内で設定することとなっております。

さらに本県では、原価割れの受注を防止するため、平成 21 年度に建設工事コスト調査を行い、その結果を踏まえ、公契連モデルに上乘せした算定式を適用しているところです。

また、平成 23 年度に最低制限価格と同額の入札が発生したため、最低制限価格の推測が容易になることがないよう工事の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の 100 分の 1 の範囲内で減ずることができる運用としています。

A 7

一般的には、道路事業や港湾事業など各事業の範囲内において、別の工事に流用します。公共工事は継続工事が多く長いスパンで事業が行われますので、その分、整備効果の発現が早まると考えております。

A 8

入札心得第 2 条の 2 の規定により、指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるため、不誠実な行為には該当しません。

技術者数が少ない業者はより有益な工事を取りたいという意向があるでしょうし、また、手持ち工事があり技術者を配置できない場合もあることから、辞退する業者が多いのではないかと思います。

A 9

変更がある場合は、県が提案する内容について、対応可能かどうか事前に業者方と協議の上、了解を得られた場合に変更を行うこととなります。